利島村難病者等医療通院支援事業

対 象 者

利島村に住所を有し、以下の条件のいずれかに該当する方。

1. 国・都が指定する難病等（小児慢性疾患含む）助成認定者
2. 身体・知的・精神障害者手帳認定者
3. 島外の医療機関に２ヶ月に１度以上の頻度で通院する必要があると、医療機関の医師により診断された方

申 請 方 法

以下の書類等を役場住民課まで提出する。

1. 申請書
2. 医療明細や領収証等、島外の医療機関へ通院したことを証する書類
3. 医療機関への移動にかかった交通費のうち、東海汽船・神新汽船・東邦航空・新中央航空の領収証（キャンセル料は含みません）
4. 宿泊費の領収証
5. 当該事業の対象者であることを証する下記のいずれかの書類
   - マル都医療券
   - 小児慢性疾患医療券
   - 障害者手帳
   - 通院する医療機関において発行された通院の必要性を証する書類（申請日から数えて1年以内に発行されたものに限る）

※１ は住民課にあります。
※2～５の書類等は原本をお持ちください。役場にて写しを取らせていただきます。
※領収書は本人宛のものをお持ちください。

助 成 額 ／ 申 請 可 能 回 数

1. 交通費
   利島から本土間の移動に要する往復の交通費（東海汽船・神新汽船・東邦航空・新中央航空）の1/2相当

2. 宿泊費
   1日 5,000円を上限とし、2泊まで

【申請可能回数】
4月１日から翌年3月３１日までの１年間に、１０回または上限10万円まで

【問合せ先】利島村役場住民課　TEL:9-0013